

様式第1号(甲) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和8年4月1日

堺市議会議長 西田 浩延 様

会派の名称 自由民主党・市民クラブ
 代表者氏名 西村 昭三
 経理責任者氏名 白江 米一

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和7年度政務活動費について次のとおり報告します。

収入 (単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等
1 政務活動費	720,000	@20000円 × 3人 × 12ヶ月 = 720,000 円
2 その他(自己資金)	2,972	
収入合計	722,972	

支出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	426,374	423,402	市政に関する調査・研究の為視察等を行った。
研 修 費			
要 請 ・ 陳 情 活 動 費			
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費			
広 報 ・ 広 聴 費			
人 件 費			
事 務 ・ 事 務 所 費	296,598	296,598	光熱費、事務機器維持管理費等
支 出 合 計	722,972	720,000	

様式第14号（第7条関係）

令和7年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 自由民主党・市民クラブ

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
調査研究費	R7.7.8～R7.7.9 R8.1.28～R8.1.29	市政活動に資する調査・研究等を行った。 （佐渡市） 市政活動に資する調査・研究等を行った。 （山口市・周南市）
事務・事務所費	R7.4.1～R8.3.31	事務用品、コピー機リース料及びコピーカウンター料金など

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 自由民主党・市民クラブ

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2025. 4. 7	4-1		450	-450	ホワイトボード用吊金具	⑨	
2025. 4. 10		180,000		179,550	政務活動（4, 5, 6月分）		
2025. 4. 21	4-2		13,123	166,427	コピー機リース料及びコピーカウンター料	⑨	
月計		180,000	13,573				
累計		180,000	13,573	166,427			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 自由民主党・市民クラブ

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2025.6.20	6-1		13,200	123,936	コピー機リース料及びコピーカウンター料	⑨	
月計		0	13,200				
累計		180,000	42,864	137,136			

備考1「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
 2「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 自由民主党・市民クラブ

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2025.7.2	7-1		237,630	-100,494	旅行パック(3人分)、宿泊・航空券(往復)・船(往復)代	①	視察
2025.7.8	7-2		3,250	-103,744	タクシー代、新潟空港→新潟港	①	視察
2025.7.8	7-3		16,500	-120,244	レンタカー代	①	視察
2025.7.9	7-4		2,100	-122,344	タライ舟乗船代(3人分)	①	視察
2025.7.9	7-5		1,000	-123,344	タライ舟乗船代	①	視察
2025.7.9	7-6		1,068	-124,412	ガソリン代	①	視察
2025.7.9	7-7		3,160	-127,572	タクシー代、新潟港→新潟空港	①	視察
2025.7.9	7-8		4,300	-131,872	駐車場代	①	視察
2025.7.10		180,000		48,128	政務活動(7,8,9月分)		
2025.7.22	7-9		13,200	34,928	コピー機リース料及びコピーカウンター料	⑨	
				34,928			
				34,928			
				34,928			
				34,928			
				34,928			
				34,928			
				34,928			
月計		180,000	282,208				
累計		360,000	325,072	34,928			

備考1「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

- 2「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 自由民主党・市民クラブ

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2025. 8. 20	8-1		12,531	22,397	コピー機リース料及びコピーカウンター料	⑨	
				22,397			
				22,397			
				22,397			
				22,397			
				22,397			
				22,397			
				22,397			
				22,397			
				22,397			
				22,397			
				22,397			
				22,397			
				22,397			
				22,397			
				22,397			
月計		0	12,531				
累計		360,000	337,603	22,397			

備考1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第10号（第6条関係）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 自由民主党・市民クラブ

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2025.9.22	9-1		12,410	9,987	コピー機リース料及びコピーカウンター料	⑨	
				9,987			
				9,987			
				9,987			
				9,987			
				9,987			
				9,987			
				9,987			
				9,987			
				9,987			
				9,987			
				9,987			
				9,987			
				9,987			
				9,987			
				9,987			
				9,987			
月計		0	12,410				
累計		360,000	350,013	9,987			

備考1「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
 2「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 自由民主党・市民クラブ

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2025.10.10		180,000		189,987	政務活動(10, 11, 12月分)		
2025.10.20	10-1		19,782	170,205	コピー機リース料及びコピーカウンター料	⑨	
				170,205			
				170,205			
				170,205			
				170,205			
				170,205			
				170,205			
				170,205			
				170,205			
				170,205			
				170,205			
				170,205			
				170,205			
				170,205			
				170,205			
				170,205			
				170,205			
月計		180,000	19,782				
累計		540,000	369,795	170,205			

備考1「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
 2「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 自由民主党・市民クラブ

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2025. 11. 20	11-1		12,774	157,431	コピー機リース料及びコピーカウンター料	⑨	
2025. 11. 27	11-2		1,188	156,243	スイッチ付コンセントタップ	⑨	
				156,243			
				156,243			
				156,243			
				156,243			
				156,243			
				156,243			
				156,243			
				156,243			
				156,243			
				156,243			
				156,243			
				156,243			
				156,243			
				156,243			
				156,243			
				156,243			
月計		0	13,962				
累計		540,000	383,757	156,243			

備考1「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
 2「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 自由民主党・市民クラブ

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2025.12.22	12-1		16,156	140,087	コピー機リース料及びコピーカウンター料	⑨	
				140,087			
				140,087			
				140,087			
				140,087			
				140,087			
				140,087			
				140,087			
				140,087			
				140,087			
				140,087			
				140,087			
				140,087			
				140,087			
				140,087			
				140,087			
				140,087			
月計		0	16,156				
累計		540,000	399,913	140,087			

備考1「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、

③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 自由民主党・市民クラブ

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2026.1.9		180,000		320,087	政務活動(1, 2, 3月分)		
2026.1.15	1-1		114,690	205,397	新幹線代(山口視察3人分)	①	
2026.1.20	1-2		14,665	190,732	コピー機リース料及びコピーカウンター料	⑨	
2026.1.28	1-3		5,240	185,492	タクシー代(新山口駅→山口市役所)	①	
2026.1.28	1-4		5,320	180,172	タクシー代(山口市役所→新山口駅)	①	
2026.1.28	1-5		28,516	151,656	宿泊代(3人分)	①	
2026.1.29	1-6		3,600	148,056	駐車場代(新大阪東口パーキング)	①	
				148,056			
				148,056			
				148,056			
				148,056			
				148,056			
				148,056			
				148,056			
				148,056			
				148,056			
				148,056			
月計		180,000	172,031				
累計		720,000	571,944	148,056			

備考1「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
 2「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 自由民主党・市民クラブ

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2026. 2. 13	2-1		1,264	146,792	マジック (4種7本)	⑨	
2026. 2. 20	2-2		12,607	134,185	コピー機リース料及びコピーカウンター料	⑨	
2026. 2. 28	2-3		4,796	129,389	チューブファイル (3P・2セット)	⑨	
				129,389			
				129,389			
				129,389			
				129,389			
				129,389			
				129,389			
				129,389			
				129,389			
				129,389			
				129,389			
				129,389			
				129,389			
				129,389			
				129,389			
月計		0	18,667				
累計		720,000	590,611	129,389			

備考1「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、

③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 自由民主党・市民クラブ

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2026.3.5	3-1		104,940	24,449	住宅地図7区分	⑥	
2026.3.7	3-2		7,920	16,529	コピー用紙	⑨	
2026.3.18	3-3		4,433	12,096	セロテープ・蛍光ペン	⑨	
2026.3.20	3-4		1,894	10,202	マグネットシート・マグネット棒	⑨	
2026.3.23	3-5		13,174	-2,972	コピー機リース料及びコピーカウンター料	⑨	
				-2,972			
				-2,972			
				-2,972			
				-2,972			
				-2,972			
				-2,972			
				-2,972			
				-2,972			
				-2,972			
				-2,972			
				-2,972			
				-2,972			
月計		0	132,361				
累計		720,000	722,972	-2,972			

備考1「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、

③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

契 約 書

発注者 自民党市民クラブ（以下「発注者」という。）と、受注者 株式会社SOAソリューションズ（以下「受注者」という。）とはおのおの対等な立場における合意に基づいて、以下の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約目的）

第1条 この契約は、受注者が複合機等を発注者の使用に供し、複合機等が正常な状態で稼働出来るように保守を行い、発注者がこれに対して受注者へ使用料を支払うことについて必要な事項を定めることを目的とする。

（機種および設置場所）

第2条 複合機等の機種、機能、設置場所および数量は、別紙のとおりとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までとする。

（使用料の単価）

第4条 複合機等の使用料の単価および料金計算は、別紙のとおりとする。

（枚数の報告）

第5条 受注者は、毎月末日に、モノクロの印刷枚数およびカラーの印刷枚数を発注者へ報告し、発注者の確認を受けなければならない。

（使用料の請求）

第6条 受注者は前条の確認を受けた印刷枚数に基づき、毎月分の使用料を翌月に請求する。

（使用料の支払）

第7条 発注者は請求を受理したときは翌月末日以内に使用料を支払うものとする。

（複合機等の保守）

第8条 受注者は、発注者が複合機等を常時正常な状態で使用出来るように、発注者から複合機等が故障した旨の連絡を受けたときは、直ちに技術員を設置場所に派遣して修理に着手し、複合機等を正常な状態に回復させなければならない。

（負担の範囲）

第9条 受注者は、ドラム、ドラムカートリッジ、感光体ベルト等の感光体およびデベロッパーに関し、コピーの画質維持のために必要と認めたときは、これを受注者の負担で取り替えるものとする。

2 前項に規定する部品以外については、発注者の負担により部品を調達し、受注者の負担により修理を行うものとする。

(複合機等の所有権)

第10条 複合機等の所有権は、受注者に属する。

2 発注者は、複合機等が受注者の所有であることを示す表示等を毀損するなど複合機等の原状を変更するような行為および消耗品等を他に流用するような行為を行ってはならない。

(権利もしくは義務の譲渡)

第11条 発注者または受注者は、この契約によって生ずる権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、相手方の承認を得た場合はこの限りではない。

(損害賠償)

第12条 受注者は、発注者が故意または重大な過失によって複合機等に損害を与えたときは、修理に要した費用を発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定にかかわらず、動産総合保険等で補填された損害に対しては、発注者に対する請求を行わない。

3 受注者は、契約を実施するにつき、故意又は過失によって、発注者の財産を紛失または毀損したときは、発注者に対し損害賠償の責を負うものとする。ただし、受注者の責に帰さない事由による場合はこの限りではない。

(秘密の保持)

第13条 受注者は、この契約の実施にあたって知り得た秘密を、他に漏らしてはならない。

(契約の解除等)

第14条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 受注者がこの契約に違反したとき。

(2) 受注者の契約事項の処理が不相当と発注者が認めたとき。

(3) 受注者がこの契約を履行することができないと発注者が認めたとき。

(4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を

加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
二 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項第1号および第4号の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は据付費用に相当する額を違約金として発注者へ支払うものとする。

3 第1項第2号および第3号の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、発注者にその損失の補償を請求することができない。

(5) 甲又は乙は、相手方が正常な理由なくしてこの契約の条約の条項に違反したときは、文書をもって通知し、この契約を解除することができる。

但し、甲は乙に契約満了までの残期間の賃貸借料金を一括で支払わなければならない。

(複合機等および消耗品等の返還)

第15条 発注者は、この契約が終了したときは、複合機等および残存している消耗品等を速やかに受注者に返還できる状態にしておかなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第16条 契約事項の処理に関し、発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のため必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が受注者の責に帰さない事由により生じたものについてはこの限りではない。

(調査等)

第17条 発注者は、受注者の契約事項の処理について、随時に調査しもしくは、必要な報告を求めることができる。

(契約内容の変更等)

第18条 発注者は、必要がある場合には、契約の内容を変更し又は契約を一時中止することができる。この場合において、使用料を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

(その他)

第19条 この契約に定めのない事項またはこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受託者とが協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成して、発注者、受注者が記名捺印のうえ1通を保有する。

令和5年 8月 1日

発注者

池尻 秀樹



受注者

守口市八島町1番12号
株式会社SOAソリューションズ
取締役 松田 英男



別紙

契約対象機種・機能・設置場所・数量および使用料

機種 コニカミノルタ 複合機 bizhubC250is

機能 コピー、プリンタ、スキャン、FAX

設置場所 堺市堺区南瓦町3-1

数量 1セット

使用料 月定額料 10,000円（消費税別）
最低料金 1,000円（消費税別）

モノクロ片面1枚の印刷につき 1.5円（消費税別）

（1円未満の端数が出た場合は四捨五入とする。）

カラー片面1枚の印刷につき 10円（消費税別）

出張報告書

令和7年 10 月 10 日

会派の名称・議員氏名 自由民主党・市民クラブ
西村 昭三・青谷 幸浩・白江 米一

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的

佐渡の観光施策について
(世界遺産百舌鳥・古市古墳群の周遊促進と今後の取組についてどう活かすか)

2. 期間 令和7年 7 月 8日(火)～令和7年 7 月 9日(水)

3. 日程等


	月 日	時 刻	出張先(都市・施設名等)
①	7月8日(火)	14:30～16:00	佐渡市役所、観光振興課
②	7月8日(火)	16:30～17:30	キラリウム佐渡、ガイダンス施設
③	7月9日(水)	9:00～9:45	佐渡市小木、力屋観光船、タライ舟
④	7月9日(水)	10:30～11:15	佐渡市宿根木、はんぎり、タライ舟体験


4. 面談者

佐渡市議会 議長、 金田 淳一 様

佐渡市市役所、観光推進課 課長、  様

〃 〃 課長 補佐  様

佐渡宿根木はんぎり、タライ舟体験、 代表  様

〃 スタジオママクワンカ、代表  様

5. 報告内容（調査内容や成果等について、具体的に記載すること）

インバウンドでの観光需要が一定の成果を上げる中、まだまだ、本市堺に於いても伸びしろがあるのではないか、と言う観点から最近世界遺産に登録された金を中心とする佐渡鉾山の遺産群の名称で世界遺産に登録された、佐渡金山と我が堺に於いて、環濠エリアや東部・南部のため池の観光資源としての活用に一石を投じるモノ（タライ舟）を勉強しに行かせていただいたのであります。

まず、世界登録の道のりは、行政が先に取り組んだのではなく、民間主導で個人約 1450 人、法人約 270 社で、早期に実現と価値の継承を期し官民一体となり、世界遺産登録決定となったのでした。地元の熱い情熱があったのは言うまでもない。

入込客数は、2024 年の年間では、約 47 万人となり、前年比 6.5%増で、観光 17.6%増、ビジネス 7.7%減、帰省 4.7%減。

また、インバウンドは、年間で 5,965 人となり、前年比 7.2%（団体 23.1%減、個人 8.9%減少した。

今後の方向性は、世界遺産登録後は、増加傾向にあるが、島内のキャパシティを勘案すると月平均 5 万人、入込客数年間 60 万人の観光地を目指すそうであります。

また 2 回目の方が体験できる観光呼び込みの要素として、タライ舟を、環濠エリアの土居川や美原区のため池などに浮かべて、楽しめないか、また、イベントの内容として堺市内の祭りなどに活用できないか、を調査しに行かせていただいた。

代表に、お話を伺ったところ、タライ舟は、底が平らなゆえ転覆しにくく、また、どこでも前の為、方向転換をする必要がない。狭い入り江でも大丈夫であるという事で有ります。樹齢約 60 年の杉長さ 10m 以上の真竹を使い、金子様自身が冬期に 3~4 基作り、1 艘あたり費用は、30~40 万円かかるそうであります。

大阪ぐらいなら、イベントをする時などは、最小限の必要経費で行ってあげると言っていました。

平時の管理保存も手間暇がかかり、木が膨張・収縮を繰り返す為、定期的に水を掛けたり、素材は、セラミック製もあるが、塗装に技術と手間暇がかかり、コストも 3 割ぐらい高くつくそうであります。

島への渡航が船でしかないのは、大変問題で、更に大阪のように、西から行く接続は大変悪く、交通のインフラ整備や宿をとるのに平日ながら大変苦勞をしたことの改善がまず、必要ではないかと、思われます。

ただ、本市においても、古き良いものを生かす試みは、価値がありそうに思います。

うまく、インバウンドを活用しながら、今回の視察で得た事を、本市の発展に寄与したいと思えます。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

7-1・7-2・7-3・7-4・7-5・7-6・7-7・7-8

出張報告書

令和8年 4 月 1 日

会派の名称・議員氏名 自由民主党・市民クラブ
西村 昭三・青谷 幸浩・白江 米一

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目 的

- ・山口市の観光施策について

(山口市の周りに有名観光地があり、そこからの周知を、周遊促進と今後の取組についてどう活かすか。)

- ・周南市の図書館行政について

(わが市の図書館行政にどう活かすか)

2. 期 間 令和8年 1 月 28日(水)～ 令和8年 1 月 29日(木)

3. 日 程 等

	月 日	時 刻	出張先(都市・施設名等)
①	1月28日(火)	14:00～16:00	山口市役所, 交流製造部, 観光交流課
②	1月29日(火)	10:00～11:30	周南市役所, 産業振興部, 中心市街化推進課, 教育委員

4. 面談者

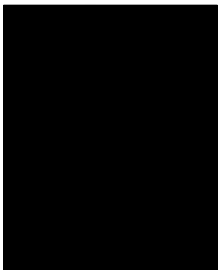
山口市議会 副議長、 村上 満典 様

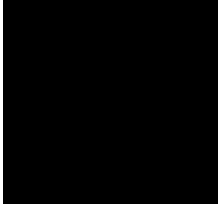
山口市役所 交流創造部 観光交流課 観光交流担当主幹 山口市観光案内

所長  様

山口市役所 観光交流部 課長  様

周南市市議会、 議長 福田 健吾 様

周南市産業振興部、中心市街地活性化推進課、課長  様

周南市産業振興部、中心市街地活性化推進課、担当  様

周南市立中央図書館 館長  様

周南市立中央図書館 館長補佐  様

5. 報告内容（調査内容や成果等について、具体的に記載すること）

○山口市の観光施策について。

周りに有名な観光地があるにも関わらず、周遊や集客に乏しい山口市。インバウンド効果がなかなか期待できない中、山口市に於いてそのすくなくならず、世間でいうドーナツ化現象を解消しつつ、顕著ではありますが、右肩上がりの傾向を学びに行っていました。特にコロナ禍後の施策としては、山口市では旅行誘致促進を目的に団体バス旅行に補助をしており、バスの乗車人数によって補助額を変動させるということを実施として行っているようであります。

この内容を、担当局にぶつけたところ、次の回答を頂きました。

補助の上限を4万円から8万円に拡充し、さらに気球の搭乗、市内での宿泊、インバウンド誘致に資するものには、それぞれ2万円を加算します。より多くの方に堺に来ていただき、観光による地域活性化を図ります。山口市など他市の事例について、制度内容や実績を情報収集した上で、令和8年度の本市の事業実績を踏まえて、今後の事業内容を検討いたします。

観光客が前年対比110.2%と大幅に増加したということでもあります。これは令和6年1月のアメリカの有力紙、ニューヨーク・タイムズ紙での取上げや、スイス観光賞などの受賞により、効果が著しく伸び、この経済効果は総額54億円とする推計を公表しているところだそうであります。やはり、チャンスを少なからず活かし、自分たちの地域のポテンシャルに融合をさせながら観光の周知及び集客に寄与しているという事で有ります。

○周南市の図書館行政について。

市内いくつかある内、周南市立徳山駅前図書館行かせていただき、その一番の目的は、賑わいと活性化、地域に根差した、図書館をテーマを学びに行かせていただきました。

まず、駅舎の一部でもあり、駅に直結している図書館の利便性ですが、列車の待ち時間や、乗降の序でに気軽に活用できるという事、

また、交流室の3部屋の様々なイベントを含めた利活用。特に、子供図書館やベビーお話し会など若い世代をおもきに於いた設備・企画の実行。


特に一番驚いたのは、スターバックスの飲食を閲覧と同時に利用出来るこの光景。おそらく図書館内では、通常の飲食は認められないのは当たり前なのに、ゆっくりとした空間の中で飲み物を頂きながら本を読むこの光景は、大変驚きました。こういう事が出来ているその要因は、この辺りは、スターバックスさんの独占で、万が一、本が破損や汚れになっても全面的にスターバックスさんが、保証するというシステムになっているそうで有ります。今回、学ばせていただいた中身を、我が堺市にも鑑みて、今後の図書館行政の推進に活用させていただきたいと思っております。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

1-1・1-3・1-4・1-5・1-6

山口市・周南市視察先
面談者

R8.1.28 ~ R8.1.29

おいでませ 西の京 山口へ 



ずっと元気な山口

瑠璃光寺五重塔【国宝】

交流創造部
観光交流課 観光交流担当 主幹
(兼)山口市観光案内所長

〒753-8650 山口市龜山町2番1号
TEL083-934-2810
E-mail:kanko@city.yamaguchi.lg.jp

おいでませ 西の京 山口へ

山口市交流創造部
観光交流課

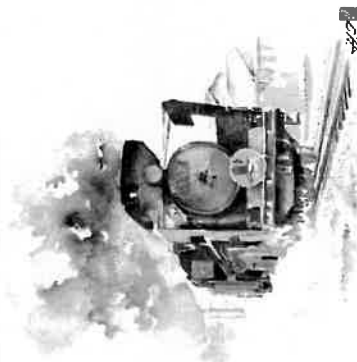


〒753-8650 山口市龜山町2番1号
TEL 083-934-2810
E-mail:kanko@city.yamaguchi.lg.jp

 山口市観光情報サイト
西の京やまぐち



瑠璃光寺五重塔(国宝)



山口市議会

副議長

村上満典

議会事務局
山口市龜山町2番1号
電話(083)934-2854



CCC

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

〒745-0034


山口県周南市御幸通2丁目28番2

周南市徳山駅前賑わい交流施設

Phone: 0834-34-0834


Facsimile: 0834-34-0835

http://www.ccc.co.jp/

ここから、ここみつながる。


産業振興部 中心市街地活性化推進課
中心市街地活性化推進担当

〒745-8655
山口県周南市岐山通 1-1
TEL:0834-22-8438
FAX:0834-22-8357



 周南市教育委員会
周南市立中央図書館 (児玉文庫メモリアル)

館長補佐 (管理担当)




ここから、ここみつながる。





 周南市立中央図書館
(児玉文庫メモリアル)
館長 

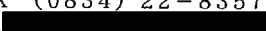
山口県周南市岐山通2丁目7番地
0834-22-8680

ここから、ここみつながる。


〒745-0071
山口県周南市岐山通 2-7
TEL:0834-22-8682
FAX:0834-27-1466
E-mail: toshokan@city.shunan.lg.jp

 周南市 産業振興部
中心市街地活性化推進課

課長 

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地
TEL (0834) 22-8438
FAX (0834) 22-8357
E-mail 

周南市議会

議長 福田 健吾

事務局 山口県周南市岐山通一丁目一番地
電話(〇八三四)二二八五一〇
自宅 山口県周南市福川三丁目九番三四号
電話(〇八三四)六一一三三三一